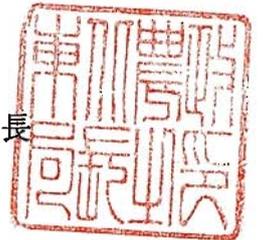




23北計第24号
平成23年4月15日

岩手県知事 殿

東北農政局長



農業農村整備実施計画費等交付要綱の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり平成23年4月1日付け22農振第2404号をもって、農林水産事務次官から依命通知がありましたので、御了知願います。
なお、貴県管内市町村長に対しては、貴職から通知願います。





22農振第2404号
平成23年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農業農村整備実施計画費等交付要綱の一部改正について

平成23年度予算が平成23年3月29日に成立したことに伴い、農業農村整備実施計画費等交付要綱（平成6年6月23日付け6構改C第372号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今度とも本事業の円滑かつ的確な実施に努められたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切なご指導を願いたい。

以上、命により通知する。



○ 農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6構改C第372号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

第1 農林水産大臣は、農村の総合的な整備及び農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進に資するため、農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知）第1の農業農村整備事業実施計画の策定に要する経費及び農村環境改善計画策定要綱（平成6年6月23日付け6構改C第398号農林水産事務次官依命通知）第1の農村環境改善計画の策定に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第170号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第265号。以下「施行令」という。）、農林水産省令（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

【略】

別表

事業	経費	補助率	経費な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
農業農村整備事業実施計画策定事業	都道府県が行う農業農村整備事業実施計画の策定に要する経費に対し都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	当該経費又は当該間接補助事業費の50パーセント以内	計画地域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減	1 計画地域の変更 2 調査項目の変更 又は廃止
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

第1 農林水産大臣は、農村の総合的な整備及び農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進に資するため、農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知）第1の農業農村整備事業実施計画の策定に要する経費、農村環境改善計画策定要綱（平成13年3月30日付け12農振第1269号農林水産事務次官依命通知）第1の農村環境改善計画の策定に要する経費及び農村環境改善計画策定要綱（平成6年6月23日付け6構改C第398号農林水産事務次官依命通知）第1の農村環境改善計画の策定に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第170号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第265号。以下「施行令」という。）、農林水産省令（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

【略】

別表

事業	経費	補助率	経費な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
農業農村及び漁業農村整備事業実施計画策定事業	都道府県が行う農業農村整備事業実施計画又は農村環境総合整備実施計画の策定に要する経費並びに市町村（農村環境総合整備実施計画においては農村環境総合整備実施計画を除く者（以下「市町村等」という。））が行う農業農村整備事業実施計画又は農村環境総合整備実施計画の策定に要する経費に対し都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	当該経費又は当該間接補助事業費の50パーセント以内	計画地域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減	1 計画地域の変更 2 調査項目の変更 又は廃止
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

別記様式第1号 (第3第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画費等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖根県にあっては内閣府沖根総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年度において下記のとおり、

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕 を

したいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第3第1項の規定により補助金〇〇〇円の交付を申請する。

[略]

別紙 (様式A)

事業の内容及び経費の配分
(農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費)

事業計画 (又は事業実績)

[略]

- 注) 1 調査項目欄は、農業農村整備事業実施計画費においては農業農村整備事業実施計画策定要綱第3、農業農村整備事業実施計画策定要綱第2、農村環境計画策定費においては農村環境計画策定要綱第2に定める内容とする。
- 2 算出根拠は、支出科目ごとに積算すること。

[以下略。]

別記様式第2号 (第7第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等変更申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖根県にあっては内閣府沖根総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕 に

ついて、別紙理由書に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付 (減額承認) を受け〕たいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第7第1項の規定により関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は、[] の部分を除く。
- 2 上記の「関係書類」は、この要綱の別紙 (別記様式第1号の様式A) の様式に準じ、変更前と変更後の「事業の内容及び経費の配分」を容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第1号 (第3第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画費等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖根県にあっては内閣府沖根総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年度において下記のとおり、

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村振興総合整備実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕 を

したいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第3第1項の規定により補助金〇〇〇円の交付を申請する。

[略]

別紙 (様式A)

事業の内容及び経費の配分
(農業農村整備事業実施計画費、農村振興総合整備実施計画費、農村環境計画策定費)

事業計画 (又は事業実績)

[略]

- 注) 1 調査項目欄は、農業農村整備事業実施計画費においては農業農村整備事業実施計画策定要綱第3、農業農村整備事業実施計画策定要綱第2、農村振興総合整備実施計画費においては、農村振興総合整備実施計画策定要綱第3、農村環境計画策定費においては農村環境計画策定要綱第2に定める内容とする。
- 2 算出根拠は、支出科目ごとに積算すること。

[以下略。]

別記様式第2号 (第7第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等変更申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖根県にあっては内閣府沖根総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村振興総合整備実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕 に

ついて、別紙理由書に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付 (減額承認) を受け〕たいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第7第1項の規定により関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は、[] の部分を除く。
- 2 上記の「関係書類」は、この要綱の別紙 (別記様式第1号の様式A) の様式に準じ、変更前と変更後の「事業の内容及び経費の配分」を容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号(第11第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕

に

ついて、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第11第1項の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1. 事業遂行状況 (別紙(様式C)のとおり)
2. 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙(様式C)

[略]

注) 事業名稱は、農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費に区分して記入すること。

別記様式第4号(第12第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕

に

ついて、下記のとおり事業を実施したので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第12第1項の規定によりその実績を報告する。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

[略。]

別紙(様式D)

収支精算書

(1) 収入の部

[略。]

(2) 支出の部

[略。]

(3) 国庫補助金精算書

[略。]

別記様式第3号(第11第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村復興総合整備実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕

に

ついて、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第11第1項の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1. 事業遂行状況 (別紙(様式C)のとおり)
2. 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙(様式C)

[略]

注) 事業名稱は、農業農村整備事業実施計画費、農村復興総合整備実施計画費、農村環境計画策定費に区分して記入すること。

別記様式第4号(第12第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

〔 農業農村整備事業実施計画の策定
農村復興総合整備実施計画の策定
農村環境計画の策定 〕

に

ついて、下記のとおり事業を実施したので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第12第1項の規定によりその実績を報告する。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

[略。]

別紙(様式D)

収支精算書

(1) 収入の部

[略。]

(2) 支出の部

[略。]

(3) 国庫補助金精算書

[略。]

(注) 区分欄は、農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費及び直接補助事業、間接補助事業に区分して記入すること。

別記様式第5号(第12第3項関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ④

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号により交付決定通知があった

{ 農業農村整備事業実施計画費 } 補助金に
{ 農村環境計画策定費 }

ついて、農業農村整備事業実施計画費等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

【以下略。】

(注) 区分欄は、農業農村整備事業実施計画費、農村振興総合整備実施計画費、農村環境計画策定費及び直接補助事業、間接補助事業に区分して記入すること。

別記様式第5号(第12第3項関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ④

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号により交付決定通知があった

{ 農業農村整備事業実施計画費 } 補助金に
{ 農村振興総合整備実施計画費 }

ついて、農業農村整備事業実施計画費等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

【以下略。】

農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱

平成 6年6月23日付け 6構改C第372号
平成14年3月29日付け 13農振第3077号
最終改正 平成23年4月 1日付け 22農振第2404号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産事務次官

- 第1 農林水産大臣は、農村の総合的な整備及び農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進に資するため、農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知）第1の農業農村整備事業実施計画の策定に要する経費及び農村環境計画策定要綱（平成6年6月23日付け6構改C第398号農林水産事務次官依命通知）第1の農村環境計画の策定に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業及び経費並びにこれに対する補助率は別表に定めるとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」とする。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」とする。））に提出する。
- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、（各事業主体について）当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 北海道開発局長は北海道から第1項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、毎年度、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める日までとする。
- 第5 農林水産大臣は、第3第3項による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。

第6 規則第3条第1号の規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第7 都道府県知事は、規則第3条第1号イ又はロの規定により地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による補助事業変更承認申請書正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第8 農林水産大臣は、第7第2項による依頼を受け、規則第3条第1号の規定により承認する場合、北海道開発局長に通知する。

第9 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第10 都道府県は、適正化法第9条第1項、規則第4条により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第11 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。その提出部数は正副2部とする。

2 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 北海道開発局長は、北海道から第1項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告書の報告をするものとする。

第13 農林水産大臣は、第12第4項の報告を受け、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、

北海道開発局長に通知する。

第14 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

別 表

事業	経 費	補 助 率	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更
農業 農村 整備 事業 実施 計画 策定 事業	都道府県が行う農業農村整備事業 実施計画の策定に要する経費に対し 都道府県が補助する場合における当 該補助に要する経費	当該経費又は当該 間接補助事業費の 50パーセント以 内	計画地域ごとに 当該経費の30 パーセントを超 える増減	1 計画地域の変 更 2 調査項目の変 更又は廃止
農村 環境 計画 策定 事業	都道府県が行う農村環境計画の策 定に要する経費又は市町村が行う農 村環境計画の策定に要する経費に対 し都道府県が補助する場合における 当該補助に要する経費	当該経費又は当該 間接補助事業費の 50パーセント以 内	計画地域ごとに 当該経費の30 パーセントを超 える増減	1 計画地域の変 更 2 調査項目の変 更又は廃止

別記様式第1号（第3第1項関係）

平成 年度農業農村整備実施計画費等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿
（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年度において下記のとおり、
（ 農業農村整備事業実施計画の策定 ）
（ 農村環境計画の策定 ） を
したいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第3第1項の規定により補助金〇〇〇円の交付を
申請する。

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分（別紙（様式A）のとおり）
3. 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
4. 収支予算書 （別紙（様式B）のとおり）

別紙（様式A）

事業の内容及び経費の配分
（農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費）

事業計画（又は事業実績）

市町村 名又は 市町村 等名	地区名	調 査 計 画 主 体	調 査 項 目	全 体 調 査 費	算出根拠	国 庫 補 助 金	都道府県費	市町村費又 は市町村等 費	備考
				円		円	円	円	
合 計									

- 注） 1 調査項目欄は、農業農村整備事業実施計画費においては農業農村整備事業実施計画策定要綱第3、農業農村整備事業実施計画策定要領第2、農村環境計画策定費においては農村環境計画策定要領第2に定める内容とする。
2 算出根拠は、支出科目ごとに積算すること。

別紙（様式B）

収支予算書

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金 都道府県費 市町村費又は 市町村等費	円	円	円	
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
旅 費 諸 謝 金 委 託 費 請 負 費	円	円	円	
計				

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

別記様式第2号（第7第1項関係）

平成 年度農業農村整備実施計画等変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 ㊤

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があつた

（ 農業農村整備事業実施計画の策定 ）
（ 農村環境計画の策定 ） に

ついて、別紙理由書に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第7第1項の規定により関係書類を添えて申請する。

（注）1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。

2 上記の「関係書類」は、この要綱の別紙（別記様式第1号の様式A）の様式に準じ、変更前と変更後の「事業の内容及び経費の配分」を容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第11第1項関係）

平成 年度農業農村整備実施計画等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 ㊤

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があつた

（ 農業農村整備事業実施計画の策定 ）
（ 農村環境計画の策定 ） に

ついて、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第11第1項の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1. 事業遂行状況 （別紙（様式C）のとおり）
2. 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙（様式C）

事業遂行状況

地域名	事業主体	事業名	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
			事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
				円		円	%	
合計								

(注) 事業名欄は、農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費に区分して記入すること。

別記様式第4号(第12第1項関係)

平成 年度農業農村整備実施計画等実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった

(農業農村整備事業実施計画の策定)
(農村環境計画の策定) に

ついて、下記のとおり事業を実施したので、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第12第1項の規定によりその実績を報告する。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

記

1. 事業の目的
2. 補助事業の成果 (別紙(別記様式第1号の様式A)のとおり)
3. 事業の完了年月日 平成 年 月 日
4. 収支精算書 (別紙(様式D)のとおり)

(注)1 記の2の事業の成果は、申請書と実績報告書の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるように申請額を括弧書で二段書にすること。

2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し、又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

別紙（様式D）

収支精算書

(1) 収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	差引増減額	備 考
国庫補助金 都道府県費 市町村費又は 市町村等費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	差引増減額	備 考
旅 費 諸 謝 金 委 託 費 請 負 費	円	円	円	
計				

(3) 国庫補助金精算書

区 分	国庫補助金 交付決定額	事 業 費 精 算 額	国庫補助金 精 算 額	概 算 払 受 領 総 額	差引国庫補助金 未受領(返納)額
	円	円	円	円	円
計					

(注) 区分欄は、農業農村整備事業実施計画費、農村環境計画策定費及び直接補助事業、間接補助事業に区分して記入すること。

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長殿
（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号により交付決定通知があつた
（農業農村整備事業実施計画費）
（農村環境計画策定費） 補助金に
ついて、農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 補助金等適正化法第15条に基づく確定額
（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）3の金額の積算の内訳、市町村、事業主体別の内訳資料、その他参考になる資料を添付すること。